

（４）暮らしの安全安心とみどりの保全との調和のあり方の構築

＜リーディングプロジェクト【４】＞

1) 公園緑地の周辺環境における防犯や交通安全に配慮したみどりの点検と管理方策の構築

高密度な緑（樹木など）により、見通しが悪く、街灯の明かりをさえぎるため、夜間の防犯上の不安が高い箇所や、車や自転車などの通行上の死角ができる場合など、量的な緑の保全が防犯や交通の安全性に支障をきたしている場面が見られます。

そのため、具体的に通学区域をモデル地区とした調査・点検を行い、防犯や交通安全とみどりの関係性のあり方や課題について、合意形成を踏まえながら管理方策の策定とその対応を図ります。

■主な取り組み

- ・モデル地区を対象とした通勤、通学路とみどりの管理のあり方検討
- ・防犯に配慮したみどりの育成管理のあり方モデルづくり
- ・歩行者などの交通安全に配慮したみどりの育成管理のあり方モデルづくり

2) 教育委員会と連携した「対策必要箇所」の抽出、対策の実施

2)－1 「通学路の交通安全の確保の徹底に関わる緊急合同点検」をおこなった経緯

平成 24 年 4 月以降に登下校中の児童の列に自動車が入り込み、死傷者が多数発生する痛ましい事故が相次いだ状況を踏まえ、国土交通省、文部科学省、警察庁が連携し、緊急合同点検の実施など通学路における交通安全を早期に確保する取り組みを行うこととなりました。

2)－2 点検実施期間

平成 24 年 8 月 31 日までに緊急合同点検を実施（以降、毎年度 8 月中に合同点検を実施）。

（所管：教育委員会教育部 学校支援課）（図 4-(4)-1 参照）

※通学路における緊急合同点検

※緊急合同点検を受けた対策の実施検討の流れ

2)－3 通学路の点検の実施及び危険箇所の把握・抽出

保護者や警察、自治会などの関係者の間で通学路の点検の実施及び危険箇所の把握・抽出を行いました。

保護者や警察、自治会などの関係者の間で共通認識を得ておくべき事項

○危険・要注意箇所

- ・道路が狭い、見通しが悪い、人通りが少ない、やぶや路地、倉庫、空き地など人が身を隠しやすい場所が近い、大型車が頻繁に通る場所。

○通学路の設定の条件

- ・できるだけ歩車道の区別がある。
- ・区別がない場合、交通量が少ない、幅員が児童生徒などの通行を確保できる。
- ・遮断機のない無人踏切を避ける。
- ・見通しの悪い危険箇所が少ない。
- ・横断箇所に横断歩道、信号機が設置されたり、警察官の誘導が行われたりしている。
- ・犯罪の可能性が低い。

○通学路の安全確保（交通事故防止などに関わる安全確保のための方策）

- ・通学路を標示する標識を適切な箇所に設置する。
- ・場所や状況により交通規制を要請する。
- ・特に危険な箇所では、警察官による誘導や指示、交通安全や犯罪防止のために必要な設備などの設置を要請する。
- ・障害物の放置、工事状況、催し物の実施などに関連して、通学路を点検し適切に対処する。
- ・保護者、関係機関などとの情報交換、情報処理を円滑に行う方法を確立する。

2) - 3 まとめ(図 4-(4)-1 参照)

- ・緊急合同点検は、公立小学校及び公立特別支援学校の小学部の通学路を対象とします。
- ・緊急合同点検には、学校、道路管理者、公園緑地管理者、警察の他、保護者などの関係者が参画することが求められています。
- ・参加については、教育委員会などと十分に調整し、効果的な対策の検討及び実施をします。
- ・緊急合同点検の結果、対策が必要と判断された案件に対する教育委員会、学校、PTAによる対策メニュー案の検討については、道路管理者や公園緑地管理者に対し相談されるので、協力して対応します。
- ・学校、PTA、警察、道路管理者、公園緑地管理者などによる対策は、現地の状況に応じ、路側帯の拡幅、カラー舗装化などのハード、ソフト両面から即効性の高い対策を行います。
- ・対策案の検討にあたり必要となる地域住民との調整については、教育委員会及びPTAとも連携して取り組みます。
- ・緑（樹木など）の整備（伐採、整枝、剪定など）にあつては、緑の専門家に相談し、助言を受けながら対応します。

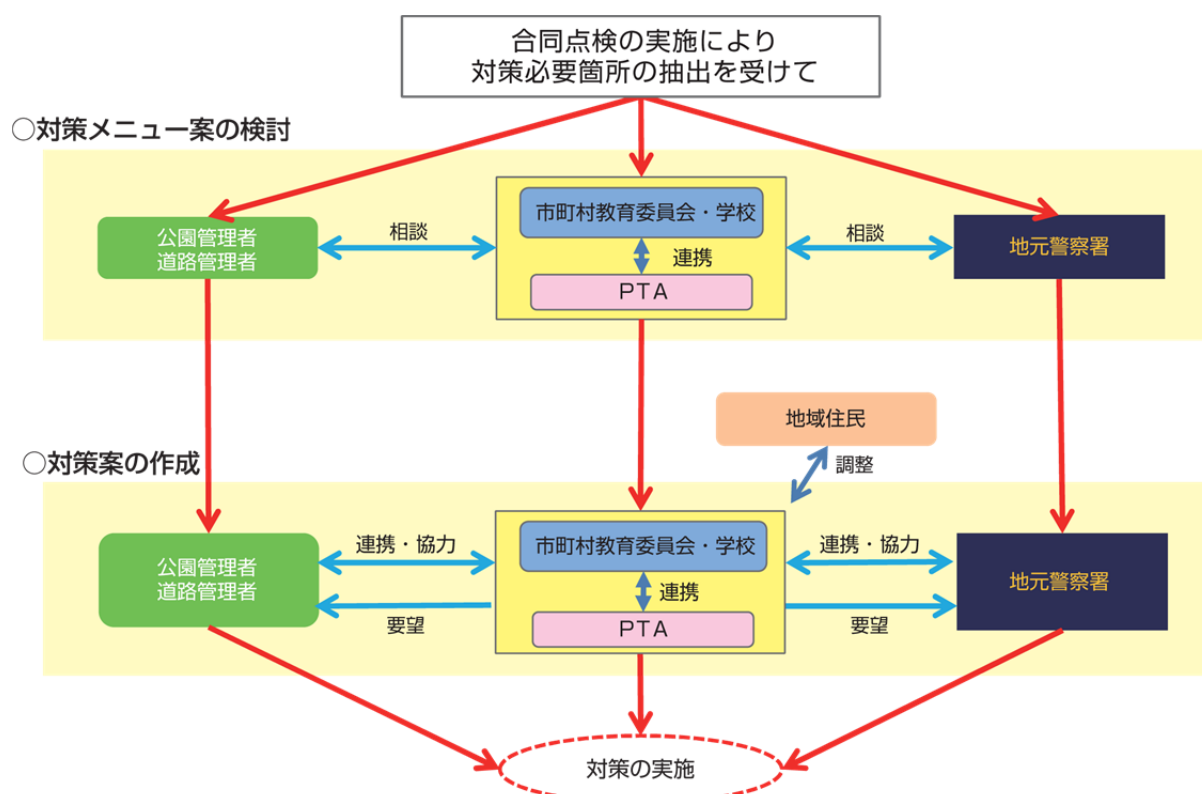


図 4-(4)-1 対策必要箇所の抽出と対策実施までのフローチャート
参照: 警視庁 通学路における交通安全の確保に向けた緊急合同点検の実施について(通達)

3) 「暮らしの安全安心のためのみどりの育成管理基準」(案)

暮らしの安全安心の確保については、多摩市のそれぞれの組織でも取り組み方策などを定めています。公園緑地課で取りまとめる「暮らしの安全安心のためのみどりの育成管理基準」(案)(図4-(4)-2参照)については、それらの関係部署とも協議調整を図りながら、「基準等」として扱うこととします。今後は、この基準に基づいた樹木の管理のあり方の周知を図ります。

「暮らしの安全安心のためのみどりの育成管理基準」(案)

1. 目的

多摩市の公園緑地や歩行者専用道路、街路、学校などには、多くの緑(樹木など)が生育して、市民の皆さんに潤いと安らぎ、住み良さ、生物の多様性などを提供しています。

これらのみどりと永続的に共存し、暮らしの安全安心の向上をめざしていくには、市民の皆さんの関わりや協働の理解を得て、みどりの質を高めながら育成管理していく必要があります。

そのために、関係する人々がみどりを通じた課題や問題解決のために、基準となる育成管理のあり方を示します。

2. 基本的な考え方

暮らしの安全安心のための育成管理にあっては、現地調査のうえ必要に応じ、樹木の伐採・剪定等を実施します。

3. 進め方

1) 課題や問題点の共通理解

暮らしの安全安心に向けて、多様な関係者とともに通勤、通学路などでみどりが支障となっている課題や問題点を共有し、共通理解を図ります。

2) 課題や問題点の解決に向けた取り組み

教育部が実施する「通学路の総点検」や都市整備部の「街路樹よくなるプラン」などから提起されたみどりの問題点について、みどりの専門家への相談・助言提供を実施します。

3) 市民参加による環境整備の実施

樹木の伐採を実施する際には、チラシや看板等による2週間の告知を行い、市民の皆さんの理解を得ながら実施します。

また、除草や草刈り、中・低木の剪定など市民参加で可能な環境整備については、市民の皆さんの関わりを得ながら実施します。

大木や高所での作業など市民の皆さんには困難な作業、専門的技術や知識を必要とする作業は、専門事業者へ委託して実施します。

4) 公園外周部の高木等の基本管理

多摩市では、「多摩市公園緑地の設計基準」により、公園外周部の高木植栽は民地境界より5m以上、道路境界より2m以上離して植栽します。みどりの育成管理にあっても、この基準に準拠して、樹高や樹形等を考慮し、樹木の管理を実施していきます。

既存樹木の対応については、施設更新の際に隣接する宅地や関係者等と協議・調整して、適正な管理を進めます。

5) 環境整備の考え方

緊急を要する樹木等の安全確保については、その周辺状況を確認しながら樹木の伐採等の環境整備を実施します。また、その他の環境整備にあっては、現地調査のうえ必要に応じ取り組みます。

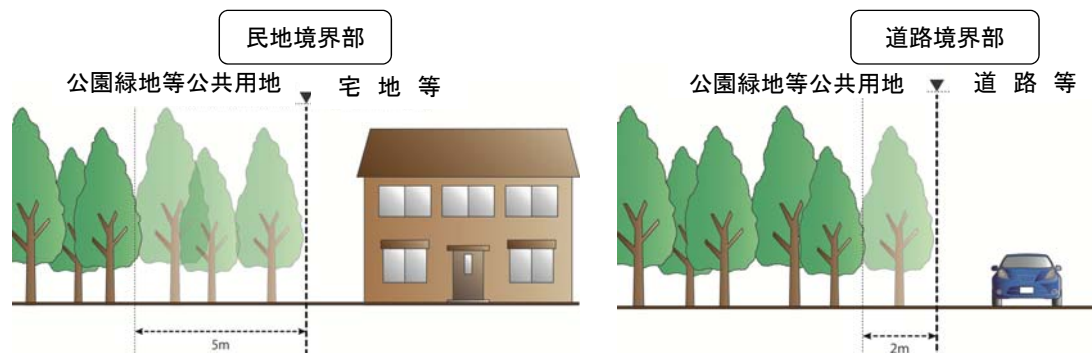


図 官民境界部等の高木の処理

図4-(4)-2 「暮らしの安全安心のためのみどりの育成管理基準」(案)